

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【会社名】 サワイグループホールディングス株式会社

【英訳名】 SAWAI GROUP HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 グループ最高執行責任者 末吉 一彦

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

【電話番号】 06-6105-5818(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 グループ財務担当役員 桜井 良樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

【電話番号】 06-6105-5818(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 グループ財務担当役員 桜井 良樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日開催の当社第1回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金 65円 総額 2,846,415,195円

効力発生日

2022年6月27日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とする。

ロ その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 33,112,351,148円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 33,112,351,148円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第15条及び附則を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、澤井光郎、澤井健造、末吉一彦、寺島徹、小原正敏及び東堂なをみの6名を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、相見智之、西村善嗣の2名を選任する。

第5号議案 取締役の報酬等の額設定の件

取締役の報酬等の額につき、年額金670百万円以内（うち、社外取締役分は100百万円以内）とする。

第6号議案 監査役の報酬等の額設定の件

監査役の報酬等の額につき、年額金50百万円以内とする。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役の報酬等の額の範囲内において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）について年額100百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	387,929	328	0	(注) 1	可決	98.69
第2号議案	387,801	456	0	(注) 2	可決	98.66
第3号議案						
1. 澤井光郎	375,012	13,244	0	(注) 3	可決	95.40
2. 澤井健造	383,583	4,673	0		可決	97.59
3. 末吉一彦	379,531	8,724	0		可決	96.55
4. 寺島 徹	383,615	4,641	0		可決	97.59
5. 小原正敏	381,117	7,139	0		可決	96.96
6. 東堂なをみ	381,458	2,610	4,188		可決	97.04
第4号議案						
1. 相見智之	382,457	5,017	783	(注) 3	可決	97.30
2. 西村善嗣	377,292	10,965	0		可決	95.98
第5号議案	384,906	1,405	1,946	(注) 1	可決	97.92
第6号議案	385,061	1,205	1,946	(注) 1	可決	97.96
第7号議案	344,879	14,773	28,600	(注) 1	可決	87.74

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。